

2020 年 7 月

11 月祭事務局

第 62 回 11 月祭における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

1. 概要

(1) 本ガイドラインの目的

第 62 回 11 月祭(以下 11 月祭)において、本ガイドラインは 4 日間開催を前提に新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために必要な対策をまとめることを目的とする。本ガイドラインが適用される範囲は 11 月祭開催中(2020 年 11 月 19 日から 11 月 22 日)における、11 月祭にかかわるすべての活動である。11 月祭期間中に生じた問題およびその問題の後日対応を本ガイドラインに沿って行うものとする。対策内容は必要に応じて内容が変更される可能性がある。なお、一般に感染拡大の危険性がなくなったと判断される場合、本ガイドラインは適用されない。

本ガイドラインでは、企画責任者、企画参加者または調理者として PENGUIN アカウントを登録した者を企画出展者、11 月祭においてサービスを受ける者を来場者、11 月祭本部の構成員および 11 月祭本部が認めたものを本部スタッフと定義する。

(2) 感染防止に向けた基本的な考え方

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、①来場者、本部スタッフ、企画出展者を含む 11 月祭に関わる全ての人(以下、11 月祭参加者)の健康管理に留意すること、②最低でも 1m(可能な限り 2m 以上が望ましい)の身体的距離を保ち、十分に換気された空気環境を確保すること、③接触感染を防止するため、施設・設備の清掃、消毒を徹底すること、④飛沫感染を防止するため、11 月祭参加者にマスク着用の励行をおこなうこと、の 4 点を遵守して運営することを基本原則とする。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的としているため、本ガイドラインの実施するにあたって、11 月祭本部および企画出展者が提供する来場者サービスの質の向上よりも感染拡大防止対策が優先されることがある。

2. 基本的な対策

(1) 11 月祭への来場および構内における移動の制限

① 来場制限

以下のイ)、ロ)に当てはまる 11 月祭参加者には、来場を認めない。

イ) 来場当日の段階で、

- ・風邪症状(発熱、咳、くしゃみ、喉の痛みなど)がある
- ・体温が 37.5 度以上である、または発熱が数日間続いている
- ・だるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

ロ) 来場当日から過去 14 日以内に、

- ・風邪症状(発熱、咳、くしゃみ、喉の痛みなど)があった
- ・発熱や感冒症状で受診や服薬等をした
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触があった
- ・政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触者があった

また、体調に不安がなくとも、基礎疾患(糖尿病・心不全・呼吸器疾患等)持つ、妊娠中である、未就学児童を連れている、高齢である、などの条件に当てはまる者に対しては、来場に際して、関係機関の情報を参考に慎重な判断をするよう求める。

② 予備的な対策

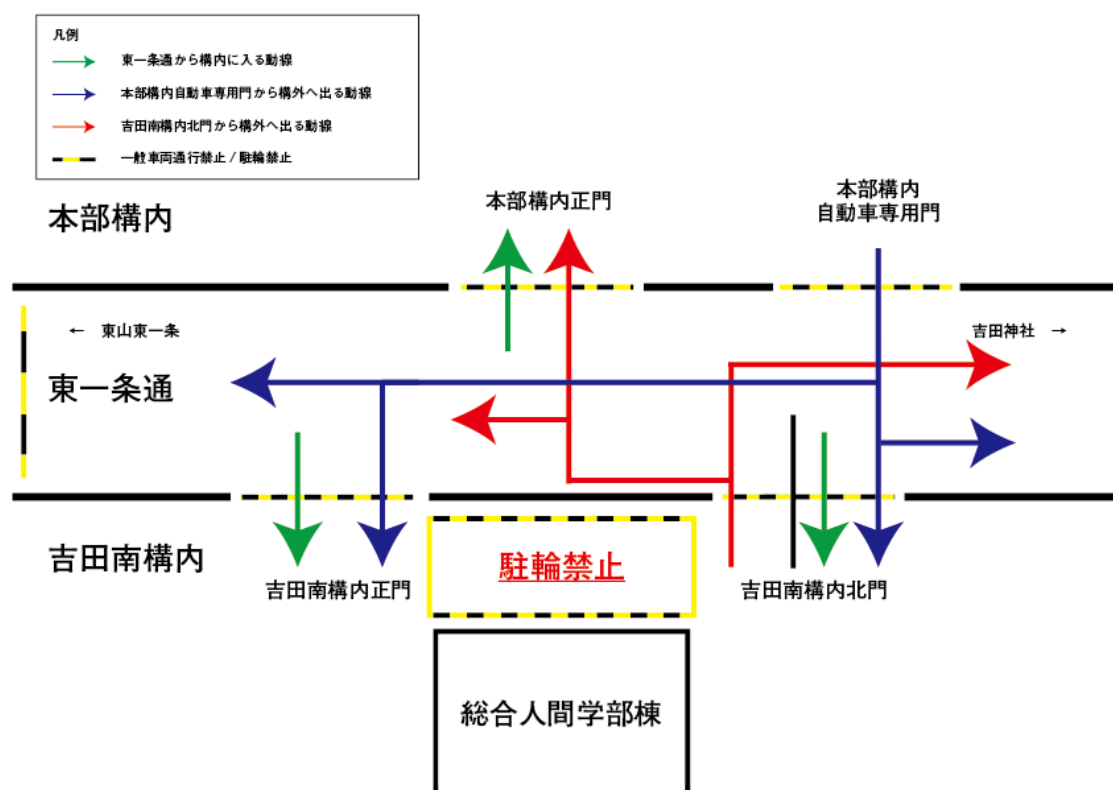
①に該当する方の来場や、新型コロナウイルスの感染が拡大していると事務局が判断した地域からの来場を控えるよう、11 月祭公式 Web サイトや事務局公式 Twitter を用いて広報を行う。

③ 移動制限

吉田南構内と本部構内を往来する人によって密な空間が発生し感染リスクが高まるのを防止するために、移動制限を設ける。

京都府警から道路占用許可を得て、11 月祭期間中 10:00～18:00 の間、東山東一条交差点以东の東一条通を封鎖し、自動車の通行を不可能にする。

11 月祭期間中の 10:00～18:00 の間、吉田南構内正門と本部構内正門を入場方向、本部構内自動車専用門を退場方向の一方通行とする。吉田南北門について左側通行とする。吉田南構内の正門と北門、本部構内の正門と自動車専用門において、一般車両の通行を禁止する。総人棟北の駐輪場は駐輪禁止とする。



(2) マスクの着用

11 月祭参加者のマスク着用を奨励する。

原則、企画出展者および本部スタッフのマスクの着用を義務づける。やむを得ずマスク着用ができない場合には、他の 11 月祭参加者との接触を避ける。

来場者には SNS 等を通してマスクの着用しての来場を事前に呼びかけ、11 月祭本部も会場内でマスクの販売を行う。

(3) 室内の換気

屋内施設に関しては常時窓・ドアを開放(常時開放することが困難な場合においては 30 分に1回、1回につき数分が目安)して換気を行う。換気が不可能と判断された施設は使用を中止、換気が不可能だと判断された企画に関しては開催を認めない。施設の空調設備なども活用する。

(4) 密集・密接の回避

- ① 来場者同士の身体的距離を確保するため、待ち列・各種企画の観賞エリアなどにおいては、少人数グループ(家族など)毎に1m 以上(可能であれば2m)の間隔を空けてもらよう、本部スタッフ及び企画出展者が、口頭や場内アナウンスでの喚起を行う。屋内施設に関しては、テープ等を用いてフロアマーカを設置する。
- ② 本部スタッフ及び企画出展者は、1m 以上(可能であれば2m)の間隔をとって来場者対応および業務を行う。ただし、やむを得ない理由で接近する必要がある場合、マスクの着用に加え、発声する際には可能な限り距離をあけるなど、必要な対策をとる。
- ③ ベンチなどのフリースペースについては、張り紙を貼るなどの適度な利用制限を行い、身体的距離を確保する。
- ④ 密集・密接している、大声を出しているなどの感染リスクの高い行為を行っている来場者・企画出展者がいた場合、間隔を空けていただくよう本部スタッフが声をかける。

(5) 清掃・消毒について

各施設の入口に消毒液を設置し、消毒を行ってもらうように呼びかけを行う。屋内企画出展者は自らが使用している教室の清掃を毎日、11 月祭終了時に行う。11 月祭事務局(以下、事務局)は事前に接触感染に対するリスク評価を行い、高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど)に対しては定期的な消毒を行うものとする。

教室の清掃後、人が触れたと考えられるすべての場所を清拭消毒する。

企画出展者に片づけ日の構内清掃を義務づける。

11 月祭本部はアルコール消毒液を斡旋販売し、屋内企画及び模擬店企画に購入を義務付ける。

(6) 手洗い

会場内のすべての手洗い場に手洗いは石鹼を使って丁寧に 30 秒以上行う旨を周知する掲示物を設置し、石鹼の補充に関しては定期的に行う。手洗い場が少ない場所(特に吉田南グラウンド)には手指消毒液を十分に設置する。

模擬店企画(屋内カフェ企画を含む)および、その他必要のあるグラウンド企画、屋内企画の手指消毒液購入を義務づける。

手洗いおよび手指消毒を呼びかける場内アナウンスを定期的に行うとともに構内に掲示物を設置する。

(7) 本部スタッフ

本部スタッフは原則としてマスクを着用し、定期的な手洗いを実施する。また、濃厚接触となる行為を最小限にする努力をする。

工具や各種物品など複数人が触る可能性のあるものは使用毎に消毒する。

11 月祭開催2週間前から、本部スタッフは極力他者との濃厚接触を避けるとともに毎日検温を行い、発熱が認められた場合は自宅で療養する。

(8) 告知・広報等

11 月祭の公式 Web サイト、事務局の公式 Twitter 等可能な限り多くの手段を用いて、11 月祭における感染防止対策の周知を図る。

事前広報を徹底するとともに、11 月祭中は場内アナウンス、公式リーフレット、パンフレット、掲示物等でマスクの着用、身体的距離の確保、手指消毒液の使用を 11 月祭参加者に

呼び掛ける。後日、11 月祭参加者の新型コロナウイルス感染が確認された場合、詳細を広報する。

(9) 保健所等との連携

11 月祭参加者に新型コロナウイルスに感染疑いのあるものが発生した場合に迅速な連携が取れるように、保健所等との連絡体制を整えておく。

(10) 体調不良者への対応

① 来場者について

会場内で来場者から体調不良の申し出があった場合、救護本部において個別に対応する。新型コロナウイルスに感染していた場合は、11 月期間中は 11 月祭本部、11 月祭終了後は 11 月祭事務局まで連絡していただくようお願いする。

② 本部スタッフおよび企画出展者について

37.5℃以上の発熱が確認される場合、当日およびそれ以降は自宅待機とする。新型コロナウイルス感染の疑いがある場合は、その濃厚接触者も同様の扱いとする。これは、本部スタッフおよび企画出展者同士の濃厚接触を避けることをねらいとしている。

企画出展者が体調不良の場合は、11 月祭本部に連絡することを義務付け、自宅待機とする。11 月祭後2週間以内に新型コロナウイルスを発症した場合、11 月祭事務局まで連絡するよう依頼する。

(11) 11 月祭の内外において感染が確認された場合

11 月祭本部が 11 月祭参加者の新型コロナウイルスの感染を確認した場合、翌日以降の 11 月祭を中止する。その他、地域の感染拡大状況を踏まえ、感染が拡大している蓋然性が高いと 11 月祭本部が判断した場合、11 月祭を中止または縮小する可能性もある。

また、新型コロナウイルスの感染が拡大している地域からの来場を控えていただくよう、SNS 等を通して事前に広報を行う。

(12) 飲食物の取り扱い(模擬店、屋内カフェなど)

販売者は、食品の手渡し時に歩きながら食べることを控えるよう呼び掛け、各店舗に同様の旨を広報する掲示物を設置する。他者との十分な身体的距離が確保したうえで飲食を行う。屋内のテーブルでは対面に座ることを避け、席間隔を空ける。箸やコップ、皿などの容器類はできるだけ使い捨てのものを使用する。衛生管理を徹底し、調理器具等のこまめな洗浄・消毒を行う。企画ごとに定められた場所以外での食品の提供を禁止する。

(13) ごみの取り扱い

清掃やゴミの廃棄を行う本部スタッフおよび企画出展者には、マスク・使い捨て手袋の着用を義務付ける。作業を終えた後は、手洗いまたは手指消毒を行う。

(14) 京都市新型コロナあんしん追跡サービスの利用

京都市新型コロナあんしん追跡サービスを利用する。QR コードを各建物の入口やインフォメーション等に設置し、来場者に協力をお願いする。

3. 各種施設・設備

(1) トイレ

トイレのふたが設置されている場合は、ふたを閉めて排泄物を流すように表示する。通常の清掃に加え、不特定多数が接触する場所(ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレトペーパーのふた や水洗レバーなど)は、清拭消毒を行う。清掃の際はマスクまたはフェイスシールドおよび使い捨て手袋を必ず着用し、手袋を脱いだあとは必ず手洗いまたは手指消毒を行う。

ハンドドライヤーは使用禁止とする。掲示物等を利用して間隔を空けて整列するよう促す。

(2) 廊下・階段

11 月祭開催期間の 10:00～18:00 の間、手すりやドアの取っ手など不特定多数の人が触る場所を中心に、本部スタッフが定期的に消毒を行う。11 月祭各日の 11 月祭終了後および片づけ日には屋内企画出展者と本部スタッフを中心に廊下や階段等の清掃および人が触れた場所の消毒を行う。清掃後は手洗いまたは手指消毒を行う。

(3) 施設出入口

各施設出入口に手指消毒液を設置し定期的に補充する。11 月祭開催期間中 10:00～18:00 はドアを開放する。

(4) インフォメーション

飛沫感染を防止するため、インフォメーション業務に従事する本部スタッフにマスクの着用を義務付けると共に、スタッフブースと外部を隔てる透明フィルムを設置する。また、スタッフ同士は間隔を空けて業務を行う。

金銭、公式パンフレット、オリジナルグッズ等を取り扱うため、接触感染防止の観点から、本部スタッフは使い捨て手袋を着用もしくは定期的にアルコール消毒・手洗いをを行い、金銭受け渡しはトレーを用いて行う。

(5) 控室・本部等

やむを得ない場合を除き、常時窓・ドアを開放して換気を行う。(常時開放することが困難な場合においては 30 分に 1 回、1 回につき数分が目安)

定期的に教室の清掃、高頻度接触部位の消毒を行う。控え室使用団体は、使用後に教室の清掃および消毒を行う。

(6) その他

上記の箇所以外に、新たに新型コロナウイルス感染リスクが高いと思われるものが判明した場合は適宜対応を行う。

自主制作演劇企画における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和二年〇月〇〇日

第 62 回 11 月祭事務局 自主制作局

1 概要

(1)本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、第 62 回 11 月祭全学実行委員会の「第 62 回 11 月祭における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に準じ、自主制作演劇企画での新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために必要な対策をまとめることを目的とする。本ガイドラインが適用される範囲は第 62 回 11 月祭(以下 11 月祭)開催期間中(2020 年 11 月 19 日から 11 月 22 日)における自主制作演劇企画に関わるすべての活動である。11 月祭期間中に生じた問題およびその問題の後日対応は「第 62 回 11 月祭における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に従う。対策は 6 月現時点でのものであり、必要に応じて内容が変更される可能性がある。なお、一般に感染拡大の危険性がなくなったと判断される場合、本ガイドラインは適用されない。

本ガイドラインでは、企画責任者、企画参加者として PENGUIN アカウントを登録したものを企画出展者、自主制作演劇企画に来場された方を来場者、11 月祭本部の構成員および 11 月祭本部が認めたものを本部スタッフとする。また、企画出展者、来場者、本部スタッフを含む 11 月祭に関わるものを 11 月祭参加者とする。

(2)感染防止にむけた基本的な考え方

本ガイドラインでは基本的に「第 62 回 11 月祭における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」での感染防止にむけた基本的な考え方を採用する。

(3)自主制作演劇企画について

吉田南 4 号館 4 共 11 教室(以下 4 共 11)に設置する劇場にて、有志の演劇、コントや狂言、サークルの公演が行われる。そのため、本ガイドラインは、主に 4 共 11 を中心に対策を講じ、11 月祭全体についての対策は「第 62 回 11 月祭における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に任せるとする。

2 講じる具体的対策

(1)施設内各所における対応策

1 4 共 11 内

- ・ 最低 1m(できれば 2m)の身体距離をとるために、舞台と前席との間隔を 2m とり、かつ座席を 2 席空けることで入場制限を行う(定員 63 名)。
- ・ 公演毎に来場者が退出後、**公演後の企画出展者と本部スタッフ数名で**高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ)を清掃、消毒を行う。
- ・ 公演の前後及び、公演の休憩時間に定期的な換気(できれば 30 分に 1 回、1 回につき数分)を行う。公演時間についてはできるかぎり短くしてもらい、長くなってしまう場合においては休憩時間を作ってもらうように要請する。
- ・ 退場の際に身体距離をとるために退場扉を 2 つ設置する。また、ドアノブの

接触を避けてもらうために、原則本部スタッフがドアを開け、来場者の誘導を行う。

- ・ 身体距離の確保、マスクの着用、手首消毒液の使用、会話抑制を呼びかけるアナウンスを流す。

2 公演会場入口、待機場所

- ・ 待機列の身体距離を確保するために、フロアマーカートを設置し、最低 1m 以上の間隔を開ける。
- ・ 窓を開け、換気を常時行う。吉田南 4 号館の入口付近の混雑を避けるために、フロアマーカート、本部スタッフ等により誘導して吉田南 4 号館入口付近の待機を禁止し、最前列を例年より公演会場入口に近づける。
- ・ 公演会場入口に消毒液、**京都市新型コロナあんしん追跡サービスの QR コード**を設置する。

3 控室

- ・ 吉田南 4 号館 4 共 12 教室を控室として、企画出展者に貸し出す。
- ・ 控室は人がいる場合に常時窓を開け換気に努める。
- ・ 企画出展者は控室を使用後、清掃、消毒を行うよう義務づける。特に高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ)の清掃、消毒を重視する。
- ・ 控室での飲食を極力控え、人との距離を保った状態でのみ行う。
- ・ 本部スタッフの感染防止のため、企画出展者は控室でのごみを自身で持ち帰ってもらう。

(2)本部スタッフに関する感染防止策

- ・ 「第 62 回 11 月祭における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」の対策を遵守する。
- ・ 公演中は必要最低限の人数で業務を行う。

(3)企画出展者に関する感染防止策

- ・ 「第 62 回 11 月祭における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」の対策を遵守することを義務づける。
- ・ 公演前後の手首消毒を徹底する。
- ・ 公演中の食事の場面は実際の飲食を禁止する。
- ・ 表現上困難な場合を除き原則としてマスク着用を求めるとともに、出演者間で十分な身体距離をとる。
- ・ パンフネット、チラシ、ビラ、アンケート等の手渡しによる紙媒体での配布を禁止する。
- ・ 必要最低限の人数で公演を行なう。
- ・ 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限する。
- ・ 仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努める。
- ・ その他、稽古や仕込み・撤去等においても本ガイドライン及び「第 62 回 11 月祭における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」を遵守することを義務づける。

(4)来場者に関する感染防止策

基本的に「第 62 回 11 月祭における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイド

ライン」を遵守してもらう。

- ・ マスクの着用を奨励する。
- ・ 手首消毒を奨励する。

〈来場者の入場時の対応〉

- ・ 入場の際の待機列では身体距離を確保するためにフロアマーカールを目安に並んでもらう。
- ・ 入場の際に本部スタッフによる検温を行ない、「第 62 回 11 月祭における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に従い、以下の場合に入場を禁止する。

以下のイ)、ロ)に当てはまる 11 月祭参加者の来場を認めない。

イ)来場当日の段階で、

- ・ 風邪症状(発熱、咳、くしゃみ、喉の痛みなど)がある
- ・ 体温が 37.5 度以上である、または発熱が数日間続いている
- ・ だるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

ロ)来場当日から過去 14 日以内に、

- ・ 風邪症状(発熱、咳、くしゃみ、喉の痛みなど)があった
- ・ 発熱や感冒症状で受診や服薬等をした
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触があった
- ・ 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触者があった

また、体調に不安がなくとも、基礎疾患(糖尿病・心不全・呼吸器疾患等)をお持ちの方、妊娠中の方、未就学児童をお連れの方、高齢の方などは関係機関の情報を参考に、来場するか否かを慎重に判断していただく。

- ・ 入場の際に公演会場入口に設置してある手首消毒液の使用を促す。

〈4 共 11 内での対応〉

1 周知・広報

- ・ 座席着席等の移動で身体距離をとること、飛沫防止のための会話抑制、マスク着用、手首消毒をよびかけるアナウンスを行なう。
- ・ 京都市新型コロナあんしん追跡サービスを周知し、QR コードからの登録の協力を要請する。

2 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、本部スタッフは最少人数で対応し、速やかに別室に隔離する。
- ・ 対応する本部スタッフは、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・ 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。

3 退場時の対応

- ・ 身体距離の確保のため時間差での退場と 2 つの退場扉のうち近い方の扉を利用するように促す。
- ・ 時間差を生み出すために任意のウェブアンケートの記入を促す。また、この時に京都市新型コロナあんしん追跡サービスを周知し、QR コードからの

登録の協力要請も重ねてアナウンスする。